

【別表】 短期入所おーる料金表

令和6年4月1日改定

① 利用料金

ア 日中サービスを利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料	9,230円	7,840円	6,480円	5,830円	5,090円
利用者負担額	923円	784円	648円	583円	509円

イ 日中サービスを利用した日に短期入所を利用した場合

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料	6,020円	5,270円	3,180円	2,400円	1,730円
利用者負担額	602円	527円	318円	240円	173円

ウ 利用者が障がい児であって、通所支援を利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分3	区分2	区分1
利用料	7,840円	6,150円	5,090円
利用者負担額	784円	615円	509円

エ 利用者が障がい児であって、通所支援を利用した日に短期入所を利用した場合

	区分3	区分2	区分1
利用料	5,270円	2,790円	1,730円
利用者負担額	527円	279円	173円

② 加算項目

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
医療連携体制加算 (Ⅸ)	390円/日	左記の1割	看護師を配置し、日常的な健康管理や医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している。
短期利用加算	300円/日	左記の1割	サービス利用の初期段階（開始から30日間）において、利用1日につき加算されます。
重度障害者支援加算	500円/日	左記の1割	特定の基準を満たす利用者に対してサービスを提供した場合、利用1日につき加算されます。
食事提供体制加算	480円/日	左記の1割	支給決定のある利用者により事業所が食事を提供した場合、利用1日につき加算されます。
送迎加算	1,860円/回	左記の1割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。

利用者負担上限額 管理加算	1,500円/日	左記の1割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
緊急短期入所 受入加算	2,700円/日	左記の1割	緊急の利用者を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して利用1日につき加算されます。
地域生活支援拠点 等に係る加算	1,000円/日	左記の1割	短期入所の受け入れを行った場合に、利用を開始した日に加算されます。
福祉・介護職員処遇 改善加算（Ⅰ）	所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）×8.6%		
福祉・介護職員等ベ ースアップ等支援加算	所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）×2.8%		

### ③ その他の費用について

内 容	料 金
食事の提供に係る費用 （食費・おやつ代については、提供した分のみ徴収させていただきます。）	朝食：1食につき 300円
	昼食：1食につき 400円 おやつ代 100円
	夕食：1食につき 400円
※食事提供加算該当者は、食費は食材費のみのご負担となります。	朝食 150円 昼食 200円 おやつ代 100円 夕食 200円
光熱水費	1日につき550円
日用品費の実費（ベッド・寝具代）	1日につき200円
振替手数料	110円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費
キャンセル料（利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません）	3日前までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です。
	3日前までにご連絡がない場合 食材費をご負担していただきます。